国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和５年１１月２４日

経済産業省　産業技術環境局

エネルギー・環境イノベーション戦略室

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の３第２項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット
型研究開発）に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット
型研究開発）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見・・・・・・・・・５１

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和４年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に関する報告書

目　次

Ⅰ．令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）
に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

Ⅱ．参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

資料１　産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（平成３１年３月１５日　２０１９０３１３財産第７号）
資料２　産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（平成３１年３月１５日　２０１９０３１３財産第７号）
資料３－１　ムーンショット型研究開発事業の実施に関する規程（平成３１年３月１９日　平成３０年度規程第１６号）
資料３－２　ムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達（平成３１年３月１９日　平成３０年度機構達第９号）
資料４　参照条文等

Ⅰ．令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書

令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）について

１．基金の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、第４期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第１項に規定する特定公募型研究開発業務（以下「業務」という。）として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、機構の業務内容や目的に照らし推進すると定められた。これを受け、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（２０１９０３１３財産第７号）（資料１）（※）に基づき令和４年度末時点までに２５，６８０百万円が機構に交付され、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第１６条の３の規定および産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（２０１９０３１３財産第７号）（資料２）（※）に基づき、基金を造成した。

※　当初の本業務についての交付要綱、実施要領は、それぞれ産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（２０１９０３１３財産第７号）、産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（２０１９０３１３財産第７号）であった。令和５年度予算書で予算書の目の統廃合があり、本業務も産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）から産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）と変更された。これに伴い、それぞれ、産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（２０１９０３１３財産第７号）から産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（２０１９０３１３財産第７号）、産業技術実用化開発事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（２０１９０３１３財産第７号）から産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（２０１９０３１３財産第７号）へ、令和５年４月１４日付けで２０２３０４１０財産第３号に基づき変更している。

２．基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、ムーンショット型研究開発事業推進室を設置し、業務に必要な体制を構築した。ムーンショット型研究開発の運用は「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」（平成３０年１２月２０日総合科学技術・イノベーション会議）を踏まえ、機構において関係規程（資料３－１）の整備を行った。

基金の運用については、「ムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達」（平成３１年３月１９日　平成３０年度機構達第９号）（資料３－２）を制定した。同機構達にもとづき、基金管理委員会を、令和４年３月２８日に開催した。

３．業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）について

（単位：百万円）

		令和４年度	令和５年度 （見込み）
前年度末基金残高(a)		15,975	11,022
収入	国からの資金交付額	480	384
	運用収入	0	0
	その他	2	3
	合計(b)	482	387
支出	事業費	5,248	7,355
	管理費	186	191
	合計(c)	5,435	7,546
国庫返納額(d)		－	－
当年度末基金残高(a+b-c-d)		11,022	3,863
(うち国費相当額)		(11,022)	(3,863)

※四捨五入の結果、合計が一致しない場合がある。

４.研究開発事業の実施決定件数・実施決定額	令和４年度
実施決定件数（単位：件）	5
実施決定額　（単位：百万円）	3,304

５．保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるが、令和５年度の管理費が含まれていないため、令和４年度末時点での保有割合は「０．９７」となる。令和５年度の管理費が要求通り予算措置された場合、その時点で保有割合は「１」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

（令和４年度末基金残高）÷（令和５年度以降業務に必要となる額）

６．研究開発事業の目標に対する達成度

ムーンショット型研究開発制度においては、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進することとされている。この研究開発の推進に向けて、プログラムを統一的に指揮・監督するプログラムディレクター（以下「PD」という。）を任命し、プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を公募・選定し、選定後はPMの研究開発計画立案の支援、また研究開発実施期間中はPM活動支援等、研究開発の支援を実施する。また、定期的な研究開発プログラムの進捗状況の把握に努めるとともに、中間評価・終了時評価を通じて、効果的な事業運営を実施していく。

【目標４プログラムの運営】

ムーンショット目標４「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」を達成するため、PM及び研究開発プロジェクトの公募を令和２年度に実施し、１３件を採択し、令和４年度には、追加公募により、５件を採択した。内訳は以下の通りである。

・温室効果ガスを回収、資源転換、無害化する技術の開発　１３件

大気中のCO_2を直接回収するDAC（Direct Air Capture）の実用化に向けた技術、自然プロセスの人為的加速技術、回収したCO_2を有益な資源に転換する技術、農地由来のメタンやN_2Oを無害化する技術の開発

・窒素化合物を回収、資源転換、無害化する技術の開発　２件

従来では回収が難しかった排ガスや排水中に含まれている低濃度の窒素化合物を回収、資源に転換、無害化する技術の開発

・生分解のタイミングやスピードをコントロールする海洋生分解性プラスチックの開発　３件

プラスチックが海洋に流出した際に適切に分解されるよう、生分解のタイミングやスピードをコントロールするスイッチ機能を有する海洋生分解性プラスチックの開発

令和４年度は、上記プロジェクトの研究開発を推進した。

各PMの進捗状況の確認・助言を目的とした、マネジメント会議第一分科会（GHG（化学プロセス）、第二分科会（GHG（生物））、第三分科会（窒素化合物）、第四分科会（海洋プラスチック））、第五分科会（GHG（炭酸塩化））を合計１３回開催した。また、PDのマネジメントを補佐・支援するマネジメント会議を１回、外部有識者による外部評価を１回開催した。これらにより各プロジェクトを評価した上で、ムーンショット目標への寄与を勘案したポートフォリオの見直しを行い選択と集中を図った。具体的には、令和２年度に採択した１３件のうち、中止が３件、プロジェクトの一部テーマ中止が３件、継続７件とした。将来的な研究開発の社会実装を見据え、国際連携にも取り組んだ。具体的には、ICEF

（Innovation for Cool Earth Forum）におけるサイドイベントとして、「DAC-U システムにおける二酸化炭素収支と将来展望」と題したシンポジウムを令和４年１０月５日に開催し、PM と米国有識者とのディスカッションを企図して米国エネルギー省や大学教授を招聘した。招聘者による基調講演の他、サブ PD 及び DAC に関連した５名の PM とパネルディスカッションを行った。

国民との科学・技術対話に関する取組も様々な媒体を通じて行っている。全ての PM 及び研究機関の研究開発活動を広く国民に PR するために、ムーンショット目標４の「成果報告会」を令和５年１月１７日及び１８日に開催。述べ 1600 名ほどの参加があり、アンケートでも高い満足度を得ている。

【最先端の分野横断的研究支援に向けた取り組み】

産業界との連携・橋渡しとして、プロジェクトの状況に応じて、適切に産業界との連携を進めている。多くのプロジェクトで企業が参画しており、産業界との連携がなされている。また適時適切に産業界との連携を行うべく、柔軟に体制を変更している。

また、NEDO として、産業競争力懇談会（COCN）と DAC に関しての意見交換を実施するなど、プロジェクトの状況に応じて、適切に産業界との連携を進めている。

【研究開発プロジェクトの顕著な成果】

令和４年度終了までに創出された主な成果については、以下の通りである。

① 大気中からの高効率CO_2分離回収・炭素循環技術の開発

これまでに開発したCO_2固体吸収材を評価するために、1日あたり数キログラム規模で大気中から二酸化炭素（CO_2）を直接回収できる小型の試験装置を開発した。本装置を活用することで、実機サイズのCO_2固体吸収材を評価できるようになり、装置の大型化・実用化に向けたデータの取得、知見の蓄積が可能となった。

② 窒素資源循環社会を実現するための希薄反応性窒素の回収・除去技術開発

従来の小細孔ゼオライトは、孔が小さいため物質が出入りしにくく、無理に組成チューニングを行うとゼオライトの骨格構造が崩壊してしまうという課題があったが、細孔を拡大させながら物質を移動させることで構造の崩壊を防ぐ新しい組成チューニング法を開発し、耐久性の優れたゼオライトを実現した。

③ 生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発

既存の生分解性プラスチックは海洋中での生分解速度が遅い、あるいは生分解しないという課題があったが、プラスチックが海底の泥の中に到達した際に結合が開裂し低分子量化することで生分解が開始する「還元環境スイッチング機構」の発現を確認した。

【戦略推進会議への報告】
内閣府に設置されたムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議第６回（令和４年９月９日））において、５件の新規採択 PM 及び研究開発プロジェクトについて、戦略推進会議第７回（令和５年１月１３日））において、外部評価及び１８件の PM・研究開発プロジェクトについて、指針に基づき報告を行った。

以上の通り、ムーンショット目標４の達成に向けて着実に実施した。

＜参考データ＞令和４年度 NEDO ムーンショット型研究開発事業

（表中敬称略、プロジェクトマネージャーの五十音順に掲載）

（1）温室効果ガスを回収、資源転換、無害化する技術の開発

研究開発プロジェクト	プロジェクト マネージャー
電気エネルギーを利用し大気CO_2を固定するバイオプロセスの研究開発	国立研究開発法人産業技術総合研究所 加藤　創一郎
大気中からの高効率CO_2分離回収・炭素循環技術の開発	国立大学法人金沢大学 児玉　昭雄
電気化学プロセスを主体とする革新的CO_2大量資源化システムの開発	国立大学法人東京大学 杉山　正和
C^4S*研究開発プロジェクト *C^4S: Calcium Carbonate Circulation System for Construction ：建設分野の炭酸カルシウム循環システム	国立大学法人東京大学 野口　貴文
冷熱を利用した大気中二酸化炭素直接回収の研究開発	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学 則永　行庸
大気中CO_2を利用可能な統合化固定･反応系（quad-C system）の開発	国立大学法人東北大学 福島　康裕
“ビヨンド・ゼロ”社会実現に向けたCO_2循環システムの研究開発	国立大学法人九州大学 藤川　茂紀
機能改良による高速CO_2固定大型藻類の創出とその利活用	国立大学法人京都大学 植田　充
岩石と場の特性を活用した風化促進技術“A-ERW”の開発	学校法人早稲田大学 中垣　隆雄
遺伝子最適化・超遠縁ハイブリッド・微生物共生の統合で生み出す次世代CO_2資源化植物の開発	国立研究開発法人産業技術総合研究所 光田　展隆
LCA/TEAの評価基盤構築による風化促進システムの研究開発	国立研究開発法人産業技術総合研究所 森本 慎一郎
炭素超循環社会構築のためのDAC農業の実現	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 矢野 昌裕

資源循環の最適化による農地由来の温室効果ガスの排出削減	国立大学法人東北大学 南澤　究

(2) 窒素化合物を回収、資源転換、無害化する技術の開発

研究開発プロジェクト	プロジェクト マネージャー
産業活動由来の希薄な窒素化合物の循環技術創出―プラネタリーバウンダリー問題の解決に向けて	国立研究開発法人産業技術総合研究所 川本　徹
窒素資源循環社会を実現するための希薄反応性窒素の回収・除去技術開発	国立大学法人東京大学 脇原　徹

(3) 生分解のタイミングやスピードをコントロールする海洋生分解性プラスチックの開発

研究開発プロジェクト	プロジェクト マネージャー
非可食性バイオマスを原料とした海洋分解可能なマルチロック型バイオポリマーの研究開発	国立大学法人東京大学 伊藤　耕三
生分解開始スイッチ機能を有する海洋分解性プラスチックの研究開発	国立大学法人群馬大学 粕谷　健一
光スイッチ型海洋分解性の可食プラスチックの開発研究	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 金子　達雄

Ⅱ．参考資料

経済産業省

２０１９０３１３財産第７号

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

平成３１年３月１５日

経済産業大臣　世耕　弘成

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱

（通則）

第１条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成１９年１２月２６日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成２０年１２月３日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　本補助金は、機構に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第１項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及びこれに附帯する業務（以下、「ムーンショット型研究開発事業」という。）を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、ムーンショット型研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

（交付の申請手続）

第４条　機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第１）に大臣が定める

書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。
２　機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第１）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第２）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出して行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）
第５条　機構は、前条第１項及び第２項の規定に基づく交付の申請、第８条の規定に基づく支払請求又は第１３条第１項の規定に基づく実績報告については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第２６条の３第１項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）
第６条　大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第１項の規定に基づく通知、第１１条の規定に基づく措置命令、第１２条第１項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令、第１４条第１項の規定に基づく通知又は同条第２項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）
第７条　大臣は、第４条第１項又は第２項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第３による交付決定通知書を機構に送付するものとする。
２　第４条第１項又は第２項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。
３　大臣は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）
第８条　機構は、前条第１項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第４）を大臣に提出しなければならない。

（基金の基本的事項の公表等）
第９条　機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、大臣が別途定める「産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）第２の２．に定める事項について公表しなければならない。
２　機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（基金の経理等）
第１０条　機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。
２　機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算と

の関係を明らかにした調書（様式第５）を作成し、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する年度の終了後５年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（是正のための措置）

第１１条　大臣は、基金の管理・運用及び基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第１２条　大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　機構が、適正化法、施行令、その他の法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二　機構が、基金をこの要綱の規定に違反して使用した場合

三　機構が、基金を実施要領に定める基金事業以外に使用した場合

四　機構が、基金の運用に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

五　機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

六　前五号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しがあった場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第６号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

５　機構は、第２項の規定による返還を命じられた場合には、これを国庫に返還しなければならない。

（実績報告）

第１３条　機構は、基金の造成が完了した日から起算して３０日を経過した日（前条第１項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して３０日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第６）を大臣に提出しなければならない。

２　前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（補助金の額の確定等）

第１４条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

２　大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものと

する。
３　前項の返還については、第１２条第４項の規定を準用するものとする。

（契約等）
第１５条　機構は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約（契約金額１００万円未満のものを除く。）をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
２　大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
３　前２項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

（情報管理及び秘密保持）
第１６条　機構は、基金事業の遂行に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
２　前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
一　機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
二　機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
三　機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
四　機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
五　機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
３　機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。
４　本条の規定は基金事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）
第１７条　機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）
第１８条　この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附　則
この要綱は、平成３１年３月１５日から施行（適用）する。

附　則（令和３年４月３０日２０２１０４２７財産第３号）
　この改正要領は、令和３年４月３０日から施行（適用）する。

附　則（令和５年３月２８日２０２３０１２５財産第１号）
　この要綱は、令和５年４月３日から施行（適用）する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、基金事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（様式第１）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）
交付申請書

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱第４条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．補助金交付申請額　　金　　円

２．添付書類
（１）基金の管理・運用方法及び事業実施内容・体制を明らかにした書類
（２）直近２年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

（様式第２）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）
変更交付申請書

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定を受けた産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）について、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱第４条第２項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

１．補助金交付申請額　　金　　円

（既交付決定額　　金　　円）

２．変更を受けようとする理由

３．添付書類
基金管理状況を示した書類

（様式第３）

番　　号
年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　あて

経済産業大臣　名

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）
交付決定通知書

年　　月　　日付け第　　号をもって申請のありました産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、　　年　　月　　日付け第　　号で申請のありました産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。

２．補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額　　金　　円

３．この補助金は、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（番号。以下「交付要綱」という。）に掲げる事項を条件として交付するものとします。

４.事業に係る実績報告は、交付要綱第１３条第１項に定めるところにより行わなければなりません。

５．この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、　　年　　月　　日とします。

責任者：産業技術環境局エネルギー・環境イノベーション戦略室長　名
担当者：産業技術環境局エネルギー・環境イノベーション戦略室　　名
電話：　　(内線　　)

（様式第４）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）
支払請求書

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．支払請求額　　金　　円

２．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（様式第５）

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付調書

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

国		法　　人						備考
歳出予算科目	交付決定額	収　　入			支　　出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	

（注１）「法人」の欄の「科目」欄は、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第３１条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める区分に従って記載すること。

（注２）「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

（様式第６）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）
実績報告書

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定を受けた産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）について、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱第１３条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．基金の造成が完了した日　　年　　月　　日

２．交付決定額　　金　　円

３．基金の造成額　　金　　円

４．添付書類
（１）基金の造成を確認できる書類
（２）機構の収入状況が分かる書類

経済産業省

２０１９０３１３財産第７号

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

平成３１年３月１５日

経済産業大臣　世耕　弘成

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領

第１　趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第２条及び第３条に基づき、国からの補助金を受けてムーンショット型研究開発事業を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、ムーンショット型研究開発事業を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第２　業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第３に定めるムーンショット型研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するものとする。

１．基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

２．基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標等について、基金造成後速やかに公表するものとする。

３．基金事業に係る報告等

（１）機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基

準」（平成１８年８月１５日閣議決定）中「３（３）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の６月３０日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。

（２）機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第２７条の３の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後６ヶ月以内に大臣に提出しなければならない。

４．基金の管理・運用方法

（１）機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。

・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）

・元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

（２）基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科技イノベ活性化法第２７条の２第２項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。なお、基金事業の実施に必要な事務に要する経費は、別表によるものとする。

（３）基金からの支払いに当たっては、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第３１条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。

５．基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

６．基金管理の遂行が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

７．基金管理の終了又は変更等

（１）大臣は、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。

① 機構が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外に使用した場合

③　機構が、基金の運用に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

④　その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（２）大臣は、（１）の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

（３）（２）の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５．０パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

（４）機構は、基金管理の終了後において、機構が基金事業に係る経費を配分した対象者（以下「事業者」という。）から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

８．基金の検査等

（１）大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（２）大臣は、（１）の検査等により、適正化法、施行令その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

９．重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

１０．余剰金の返還

（１）大臣は、８．に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。

（２）機構は、（１）に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第３　ムーンショット型研究開発事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

１．基金事業の目的

本基金事業は、機構が、科技イノベ活性化法第２７条の２第１項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及びこれに附帯する業務を行うものである。

２．基金事業の実施に係る規則

機構は、基金事業の実施に当たり、必要な規則を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

３．基金事業の実施体制等

機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

（１）基金事業の公募及び説明会に係る業務

（２）基金事業の事業者選定に係る業務

（３）基金事業の契約、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務

（４）基金事業の広報に係る業務

（５）基金事業の評価に係る業務

（６）その他の基金事業管理に係る業務

４．基金事業実施に関して事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

機構が、本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとすることができるものとする。

５．財産の管理等

（１）機構は、基金事業により機構が取得若しくは所有し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業実施中及び基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、基金事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（２）機構は、取得財産等について、取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。

（３）機構は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、科技イノベ活性化法第２７条の２第２項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

６．財産の処分の制限

（１）取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

（２）財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、大臣が別に定めた期間を準用する。

（３）機構は、（２）の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（４）第３　５．（３）の規定は、（３）の承認をする場合において準用する。

７．その他

（１）機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、事業者に対し必要な改善を指導するものとする。

（２）機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附　則（平成３１年３月１５日２０１９０３１３財産第７号）
　この要領は、平成３１年３月１５日から施行（適用）する。

附　則（令和２年８月２４日２０２００８０４財産第１号）
　この改正要領は、令和２年８月２４日から施行（適用）する。

附　則（令和３年４月３０日２０２１０４２７財産第３号）
　この改正要領は、令和３年４月３０日から施行（適用）する。

附　則（令和５年３月２８日２０２３０１２５財産第１号）
　この要領は、令和５年４月３日から施行（適用）する。

別表

業務管理費の区分

区分	内容
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他大臣が必要と認める経費

（様式第１）

番　　号
年　　月　　日

経済産業大臣　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

財産処分承認申請書

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領　第３　６．（３）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容
①処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

２．処分理由

○ムーンショット型研究開発事業の実施に関する規程

平成31年３月19日
平成30年度規程第16号
一部改正　2020年２月６日2019年度規程第24号
一部改正　2020年11月30日2020年度規程第30号
一部改正　2023年３月１日2022年度規程第44号
一部改正　2023年４月14日2023年度規程第１号

（目的）

第１条　この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の２第１項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が造成するムーンショット型研究開発基金によるムーンショット型研究開発事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第２条　事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、科技イノベ活性化法、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領、ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について及びムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及びムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達に定めるところによるほかこの規程による。

（事業の目的）

第３条　機構は、総合科学技術・イノベーション会議が決定するムーンショット目標（以下「ＭＳ目標」という。）及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進する。

（事業の実施）

第４条　機構は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第３章第１節及び第４節に準じて事業を実施する。

２　機構は、ＭＳ目標毎にプログラムディレクター（以下「ＰＤ」という。）の任命、研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）及びプロジェクトマネージャー（以下「ＰＭ」という。）の公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議における議論等を踏まえ、関係府省と連携し、関係する研究開発の戦略的かつ一体的な推進、中間評価・終了時評価を含めた研究開発の進捗管理等を推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

（ＰＤの任命等）

第５条　理事長は、ＭＳ目標及び研究開発構想の実現に向けて、適当と認められる外部有識者から、ＰＤを委嘱する。また、理事長は必要に応じ、ＰＤを補佐するサブＰＤを委嘱することができる。

２　理事長は、必要があると認める場合には、ＰＤ及びサブＰＤ（以下「ＰＤ等」という。）の委嘱を解くことができる。

３　ＰＤ等の任期は原則５年とし、再任を妨げない。ただし、理事長が必要と認めるときには、別に任期を定めることができる。

４　ＰＤ等が必要と認め、所管部長が指名した外部有識者（以下「外部有識者」という。）は、ＰＭに対する支援活動を行うことができる。

５　ＰＤ等及び外部有識者に対する謝金の額については、別表に掲げるとおりとする。

６　ＰＤ等及び外部有識者に対する旅費の支給については、委員会委員・外部講師等に対する謝金及び旅費の支給基準に関する機構達（平成 15 年度機構達第 12 号）第３条の規定を準用し、同条の相当職は管理職とする。

７　機構は、ＰＤの活動を支援するため、ＮＥＤＯ技術委員・技術委員会等規程（平成 15 年度規程第 63 号）に基づき、外部の専門的知見を有する者から構成される委員会を置くことができる。

（ＰＭ及びプロジェクトの公募・採択等）

第６条　機構は、ＰＭ、プロジェクト及び実施体制等を含めた提案を募集し、Ｐ

Ｄ等を含む外部有識者による審査を経て採択を決定する。

２　機構は、ＰＭ及び実施体制を変更する場合は、ＰＤ等を含む外部有識者による審査を経るものとする。

（ＰＤ等及びＰＭの利益相反）

第７条　機構は、ＰＤ等とＰＤが構築を担うポートフォリオ内の参加研究開発機関との間の利益相反については、ポートフォリオの構築又は見直しを行う場合に、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断し、必要に応じてその結果を公表するものとする。

２　利益相反の範囲については、ＮＥＤＯ技術委員・技術委員会等規程第 27 条第２項及び第 35 条第２項の規定を準用する。

３　機構は、前項の規定に該当する場合は、必要に応じて外部有識者の意見を聴くものとし、原則としてＰＤ等が審査や評価（ＰＤ等が利害関係者になる案件に限る。）に加わらないようにするものとする。

４　機構は、ＰＭとＰＭが体制を構築するプロジェクトの参加研究機関との間の利益相反については、公募・採択時に、参加研究機関の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断するものとし、採択後の見直しを行う場合は、ＰＤ及び機構がその必要性、合理性、妥当性等を確認するものとする。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附　則（2020年２月６日2019年度規程第24号）

この規程は、2020 年２月６日から施行する。

附　則（2020年11月30日2020年度規程第30号）

この規程は、2020 年 12 月 14 日から施行する。

附　則（2023年３月１日2022年度規程第44号）

この規程は、2023 年３月１日から施行する。

附　則（2023年４月14日2023年度規程第１号）

この規程は、2023 年４月 14 日から施行する。

別表

（単位：円）

役職	日額	時間単価
ＰＤ	70,000	35,000
サブＰＤ	50,000	25,000
外部有識者	15,000	7,500

・ 時間単価を適用する場合の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除く会議等への出席による実働時間とする。

・ 時間単価を適用する時間は 2 時間未満とし、それ以上の時間の場合は、日額を適用する。

・ 時間単価を適用する場合の支払単位は 1 時間とし、端数については、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。

○ムーンショット型研究開発基金の管理及び運用に関する機構達

平成 31 年３月 19 日
平成30年度機構達第９号
一部改正　2020年３月10日2019年度機構達第12号
一部改正　2021年２月22日2020年度機構達第20号
一部改正　2023年４月14日2023年度機構達第１号

（目的）

第１条　この機構達は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の２第１項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が造成するムーンショット型研究開発事業を実施するための基金（以下「基金」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）交付要綱及び産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（以下「実施要領」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び会計規程に定めるところによるほか、この機構達の定めるところによる。

（基金の造成）

第３条　機構は、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及びこれに附帯する業務（以下「基金事業」という。）を実施するため基金を造成するものとする。

２　機構は、基金事業の実施のために必要な場合には、経済産業大臣（以下「大臣」という。）による交付決定を受けて、過年度に造成した基金に積み増すことができ

るものとする。

３　機構が基金の管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

（基本的事項の公表）

第４条　機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標等について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

（報告）

第５条　機構は、基金事業が終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年８月 15 日閣議決定）中「３（３）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の６月 30 日までに大臣に報告しなければならない。

２　機構は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

３　機構は、基金の管理及び運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

（基金の経理等）

第６条　機構は、基金の収支状況を会計規程第 11 条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後５年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（基金の管理及び運用）

第７条　機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

２　機構は、基金の運用について保有することができる資産は、次の各号に掲げるものとする。

一　国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券

二　金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
三　元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
３　機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
４　基金事業の実施に必要な事務に要する経費（以下「業務管理費」という。）は、別表によるものとする。
５　基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

（基金管理委員会）
第８条　前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。
一　基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
二　基金の支出に関する重要事項
三　その他基金の資金運用に関する必要事項
３　委員会は、理事長、副理事長、総務担当理事、経理部担当理事、基金事業を所掌する部（以下「主管部」という。）担当理事、総務部長、経理部長、主管部長、その他委員長があらかじめ指名する者をもって構成し、委員長は理事長をもってあてる。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
４　委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
５　委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開催することができる。
６　委員会の事務は、主管部及び経理部が担当する。

（国庫納付）
第９条　機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。
２　機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
３　機構は、実施要領中「８. 基金の検査等」に規定する大臣等による基金の検査等

の結果、大臣が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付しなければならない。ただし、大臣が請求する余剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。

４　機構は、基金の管理の終了後において、機構が基金事業に係る経費を配分した対象者から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

附　則

この機構達は、平成 31 年３月 19 日から施行する。

附　則（2019 年度機構達第 12 号）

この機構達は、2020 年３月 25 日から施行する。

附　則（2020 年度機構達第 20 号）

この機構達は、2021 年３月８日から施行する。

附　則（2023 年度機構達第１号）

この機構達は、2023 年４月 14 日から施行する。

別表

業務管理費の区分

区分	内容
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他大臣が必要と認める経費

参　照　条　文　等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（抄）

（基金）

第二十七条の二　公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一　将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

２　基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

３　独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三　資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）（抄）

(基金の設置等)

第十六条の三　機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び次条第二項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

２　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（経済産業大臣認可　平成 15 年 10 月 1 日）（抄）

第 16 条　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号。)第 27 条の２に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けられた基金により、 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等を実施する。

２　基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　第４期中長期目標（経済産業大臣決定　平成 30 年 2 月 28 日、令和 4 年 8 月 9 日一部変更、令和 5 年 2 月 16 日一部変更）（抄）

５．特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の２第１項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。

①ムーンショット型研究開発事業

総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、ＮＥＤＯは、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（ＰＤ）の任命、ＰＭの公募・採択、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・事後評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを随時評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

○数値目標５．-１

【目標】

第４期中長期目標期間内に中間評価を実施した採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）について、外部評価委員会による中間評価項目のうち、「研究開発マネジメント」の評価項目の４段階評点の平均が最上位又は上位の区分の評価となること。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の３第２項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見は次のとおりである。

経 済 産 業 大 臣

令和４年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

１．国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、総合科学技術・イノベーション会議が策定した方針に基づき、研究開発プロジェクトの遂行及び管理等の活動の支援を行うなど、着実に業務を実施した。

２．基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第３項及び産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ムーンショット型研究開発基金補助金）実施要領（２０１９０３１３財産第７号）第２の４．の規定に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。

３．内閣府に設置されたムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議において、ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づき新規採択、外部評価及び進捗状況について報告を行った。